

【第二期】  
熊本県読書バリアフリー推進計画

令和8年3月  
熊本県教育委員会

## 目次

### 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象者
- 4 計画の期間

### 第2章 障がい者等の読書に係る現状と課題等

- 1 障がい者等の読書に係る現状
    - (1) 国の状況
    - (2) 本県の状況
  - 2 本県における障がい者等の読書環境の課題
- 【参考】障がい者等が利用しやすい書籍等について

### 第3章 基本理念と基本方針

- 1 基本理念と目指す姿
- 2 基本方針

### 第4章 施策の方向性

- 1 【充実させる】アクセシブルな書籍等の充実等
- 2 【サポートする】読書環境の整備等
- 3 【ひろげる・つなげる】普及啓発と連携体制の促進

### 第5章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制
- 2 進捗状況の把握
- 3 成果指標

#### <用語解説>

##### 「障がい」の表記について

県では、「障害」の表記について、平成20年1月から法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。本計画においても、法令等で用いられる場合を除き、「障がい」と表記します。

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画の策定趣旨

令和元年6月21日、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)が成立し、同年6月28日に公布・施行されました。

本法は、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む)について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

読書バリアフリー法第4条には、国の責務として、「国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」こと、同第5条には、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

また、同第8条第1項においては、「地方公共団体は、(国の)基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」として、地方公共団体における計画の策定を求めています。

本県においても、障がいの有無にかかわらず、全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を目指し、「熊本県読書バリアフリー推進計画」を策定しました。そして、令和7年3月の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」を受けて、これまでの成果や課題を鑑み、令和8年3月に「第二期熊本県読書バリアフリー推進計画」を策定しました。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、熊本県における取組を推進するための指針として定めるものです。

なお、「第五次肥後っ子いきいき読書プラン(令和6年3月策定)」、「熊本県障がい者計画(令和3年3月改訂)」及び「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(平成23年7月制定)」といった、関連する他の計画等における基本理念や方針と連携、整合を図るものとします。

### 3 計画の対象者

本計画は、視覚障がい、読字に困難がある発達障がい、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がいのある人、読書や図書館の利用に困難を伴う知的障がいのある人(以下「障がい者等」という。)を対象とします。

なお、読書環境の整備にあたっては、障がい者等を含め、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う方への配慮も必要です。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)の5年間とします。

## 第2章 障がい者等の読書に係る現状と課題等

### 1 障がい者等の読書に係る現状

#### (1) 国の状況

読書バリアフリー法の成立の大きな契機となったのは、平成25年に、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」が世界知的所有権機関(WIPO)において採択されたことにあります。平成30年には、同条約の締結承認とともに、著作権法の改正が行われたこと等に伴って、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する動きが加速化し、令和元年6月に読書バリアフリー法が施行され、令和2年7月には、同法に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下「読書バリアフリー基本計画」という。)」が策定され、更には、令和7年3月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」が示されました。

読書バリアフリー基本計画は、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものであり、この計画には、基本的な方針や政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策その他の必要な事項が定められています。

#### (2) 本県の状況

本県においては、本県の障がい者施策を総合的に推進することを目的とした、「くまもと障がい者プラン(第6期熊本県障がい者計画)」において、障がい特性に

配慮した情報の提供、視覚、聴覚、言語障がい者の意思疎通支援者の養成等、情報アクセシビリティの推進を掲げています。

昭和45年から設置されている熊本県点字図書館<sup>1</sup>においては、インターネットを活用した点字による新聞情報等の即時提供を行う他、点字図書<sup>2</sup>等を製作し、利用者へ貸出を行うとともに、図書製作に携わるボランティア人材の養成、視覚障がい者への読書支援機器<sup>3</sup>の紹介や使い方の研修を行うなど、これまでも視覚障がい者の読書環境の向上に取り組んできました。

また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)が成立し、同第8条第1項の規定に基づき、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたことを受け、平成16年に、熊本県子どもの読書活動推進計画である「第一次肥後っ子いきいき読書プラン」(第一次読書プラン)を策定しました。

令和6年には、「第五次肥後っ子いきいき読書プラン」を策定し、県内の特別支援学校で、「障がいのある子供たちの読書活動推進支援事業」を活用し、在籍する幼児・児童・生徒に対する読み聞かせ等の継続的な実施や、それぞれのニーズに応じた図書資料の購入を行う等、施策の充実に取り組んできました。

県立図書館においては、読書バリアフリー法の施行により、障がい等により読書に困難を感じている方に向けて、従来から実施している拡大鏡の設置や拡大図書の提供に加え、読書支援機器の利用による音声や点字でのサービスを提供することで、障がい者等の読書環境の拡充に取り組んできました。

そして、本県では、令和元年に公布・施行された読書バリアフリー法第4条を受け、令和4年6月に「熊本県読書バリアフリー推進計画」を策定し、「アクセシブルな書籍の充実等」、「読書環境の整備等」、「普及啓発と連携体制の促進」の3つの施策を方向性として定め、計画を推進してきました。

## 2 本県における障がい者等の読書環境の課題

県立図書館をはじめ、各関係機関等の意見や熊本県読書バリアフリー推進計画策定協議会における委員からの意見等を基に、本県における主な課題を次のとおり整理しました。

- 障がい者等が利用しやすい書籍等(以下「アクセシブルな書籍等」という。)の充実や製作人材の養成、確保

県立図書館等において、引き続き、アクセシブルな書籍等の充実に努めていく必要があります。また、デジタル化や高齢化等により、アクセシブルな書籍等の製作に携わる人材の確保が難しくなっており、今後も、アクセシブルな書籍等の量的拡充、質の向上を図っていくためには、新たな人材を養成することが必要です。その際には、意欲ある多くの人材を輩出できるよう、養成方法等の工夫改善も必要です。

○ 障がい者等が利用しやすい読書環境の整備や読書活動の支援等

障がい者等が、アクセシブルな書籍等を利用するためには、障がい者等が利用しやすい読書環境の整備を推進するとともに、アクセシブルな書籍等の利用には、読書支援機器やICT機器等を使用する場合があるため、それらの扱いに不慣れな人に向けて、機器等の体験機会を提供する等の支援が必要です。また、県内の公立図書館等において、障がい者等の読書活動をサポートする人材等の養成に努めていくことも必要です。

更に、手話を取り入れた読み聞かせ等、障がいの特性やニーズにあった読書に親しむための機会の提供も必要です。

○ 普及啓発、関係機関等の連携体制の促進

障がい者等向けの図書館サービスを行っている県内の公立図書館等においても、以前より問い合わせや利用機会は増えているが、依然として、実際にサービスを利用している障がい者等が少ないことから、これらのサービスやサピエ図書館<sup>4</sup>等のインターネットを活用した配信資料等の利用促進のためには、障がい者等やその家族、支援者等への周知はもとより、障がいの有無にかかわらず、すべての人が読書に親しむことのできる共生社会を実現するためにも、全県民に向けて、広く普及啓発することが必要です。

また、取組の推進には、関係機関等の協力や情報共有が不可欠であるため、関係機関等の連携体制を強化する必要があります。

【参考】障がい者等が利用しやすい書籍等について

障がい者等が利用しやすい書籍やサービスは、次のようなものがあります。

- 点字図書・拡大図書<sup>5</sup>、LLブック<sup>6</sup>、触る絵本・布絵本<sup>7</sup>等
- 音声読み上げ対応の電子書籍<sup>8</sup>、音声デージー等のデージー図書<sup>9</sup>等
- 点字図書館等で行われている対面朗読<sup>10</sup>サービスの利用
- サピエ図書館等のインターネットを活用した配信資料サービスの利用

アクセシブル  
な書籍等

<障がい者等が利用しやすい書籍(読書バリアフリー法第2条第2項)>  
点字図書、拡大図書、LLブック、触る絵本・布絵本 等

<障がい者等が利用しやすい電子書籍等(読書バリアフリー法第2条第3項)>  
音声読み上げ対応の電子書籍、音声デージー等のデージー図書、オーディオブック<sup>11</sup> 等

本計画においては、上記の「障がい者等が利用しやすい書籍」及び「障がい者等が利用しやすい電子書籍等」を総称し、障がい者等が利用しやすい書籍等として、「アクセシブルな書籍等」と表記しています。

## 第3章 基本理念と基本方針

### 1 基本理念と目指す姿

文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)では、全ての国民が、「居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。」ことを基本理念として謳っています。

読書は、一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。

本県においても、障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、「障がいの有無にかかわらず、誰もが(全ての県民が)読書に親しむことができる『くまもと』」の実現を目指します。

#### 〈目指す姿〉

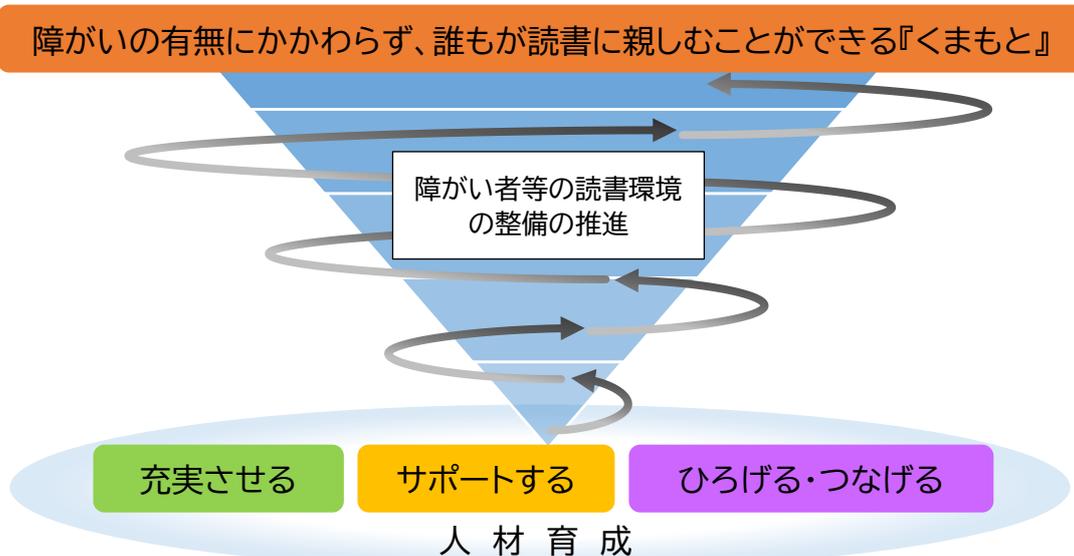
障がいの有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことができる『くまもと』

### 2 基本方針

基本理念及び目指す姿の実現に向け、以下の3つを施策の方向性として定め、計画を推進することとします。

- 【充実させる】 アクセシブルな書籍等の充実等
- 【サポートする】 読書環境の整備等
- 【ひろげる・つなげる】 普及啓発と連携体制の促進

#### 〈計画推進イメージ図〉



## 第4章 施策の方向性

### 1【充実させる】アクセシブルな書籍等の充実等

#### 〈基本的な考え方〉

障がい者等のニーズ等に対応した、アクセシブルな書籍等の充実を図ります。また、アクセシブルな書籍等の製作支援に向けた取組の推進や製作人材の更なる養成・確保に努めます。

#### 〈本県の課題〉

- ・アクセシブルな書籍等の充実
- ・アクセシブルな書籍等の量的拡大や質の向上
- ・アクセシブルな書籍等の制作に携わる人材の確保

#### 〈具体的な施策〉

##### (1) アクセシブルな書籍等の充実

- 障がい者等の利用者の特性やニーズに応じた、アクセシブルな書籍等の充実に努めます。また、市町村立図書館や学校図書館等との相互貸借を促進します。
- サピエ図書館等のインターネットを活用した配信資料の提供を促進します。
- アクセシブルな書籍等を製作し、利用者へ提供することや製作した点字図書データ等について、サピエ図書館等へ提供することを推進し、アクセシブルな書籍等の充実を図ります。
- 市町村立図書館や学校図書館等におけるサピエ図書館の活用に向け、研修会やホームページ、SNS、チラシ等を通じた情報提供を行います。

##### (2) アクセシブルな書籍等の製作支援、製作人材の確保

- アクセシブルな書籍等の製作方法や製作機器、様々に進歩する技術等について、市町村等と情報共有を行います。
- 点訳奉仕員及び朗読(音訳)奉仕員の養成と、技術向上に向けた研修等の工夫改善について推進し、アクセシブルな書籍等の製作支援に向けた取組の充実を図ります。
- アクセシブルな書籍等の製作人材の確保に向け、点訳奉仕員及び朗読(音訳)奉仕員やボランティアの活動等を広く周知すること等によって、製作に興味や関心を抱くきっかけづくりに取り組みます。

## 2【サポートする】 読書環境の整備等

### 〈基本的な考え方〉

障がい者等が利用しやすいサービス等の提供を推進するとともに、障がい者等がアクセシブルな書籍等を円滑に利用できるよう、サポートを行います。また、個々の障がいに応じた、読書に親しむための機会の提供に努めます。

### 〈本県の課題〉

- ・生涯にわたる(子どもから高齢者まで)読書支援の取組
- ・障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい読書環境の整備
- ・障がい者等のニーズに合わせた読書機会の提供

### 〈具体的な施策〉

#### (1) 図書館等の円滑な利用の促進

- 市町村立図書館や学校図書館及び関係団体等と連携して、障がい等のある児童生徒の読書活動推進を支援することにより、個々の障がいに応じた読書に親しむ機会の提供の充実を図ります。
- 障がい者等の特性やニーズに応じた、アクセシブルな書籍等のコーナーの設置、点字ディスプレイ<sup>12</sup>等の読書支援機器の整備、レイアウトの工夫等の館内のバリアフリー化に努めるとともに、インターネットや館内案内板、SNS等の様々なメディアを活用した広報・情報提供及び障がい者等が利用しやすいサービスの充実を図る取組を推進します。
- 障がい者等に対し、読書支援機器の利用体験の機会を提供すること等によって、障がい者等のアクセシブルな書籍等の円滑な利用を支援します。また、市町村を通して日常生活における読書支援機器の取得に係る取組を推進します。
- 読書や図書館利用が困難な児童生徒及び学生の読書環境を保障するため、次の取組を推進します。
  - ・ 学校図書館を活用した読書支援を充実するため、司書教諭・学校司書等の適切な人員配置を推進するとともに、これら学校図書館関係者をはじめ、学級担任や通級による指導担当教員、特別支援教育コーディネーター等の教職員間の連携の重要性を周知する等、支援に取り組みます。
  - ・ 特別支援学校、特別支援学級設置校、及び障がい等のある児童生徒が在籍する学校等に対し、障がい等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用に関して学ぶ機会を設けることの重要性について情報共有を図ります。

- ・著作権法施行令(昭和45年政令第335号)において、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、障がい者等のための複製が認められるものとして位置付けられていることを周知します。

## (2) 障がい者等の読書活動に関わる人材の養成等

- 障がい者等の読書活動に関わる人材を確保するために、市町村立図書館、学校図書館等の職員等を対象に、様々な障がいの特性への理解を深める研修や読書支援機器の使用方法を学ぶ研修の充実を図ります。
- 個々の障がいに応じた読書活動をサポートする読み聞かせボランティア等の人材の養成及び質の向上に取り組めます。
- 障がい者等の読書活動に関わる人材の掘り起こしに努めます。

## 3 【ひろげる・つなげる】 普及啓発と連携体制の促進

### 〈基本的な考え方〉

障がい者等に対し、図書館サービス等の周知を図るとともに、「障がいの有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことができる『くまもと』」の実現に向け、県民への普及啓発を積極的に行います。また、市町村、図書館関係者及び障がい福祉関係者等のネットワークを構築し、連携体制の促進に努めます。

### 〈本県の課題〉

- ・読書バリアフリーの取組等について、県民への普及啓発
- ・読書バリアフリーの取組を必要としている方への周知
- ・関係機関の連携体制の促進

### 〈具体的な施策〉

#### (1) 障がい者等向けのサービスの周知、県民への普及啓発

- 読書活動推進に関する研修会及び会議等を活用し、関係者や関係機関等に対して、読書バリアフリーに関する周知を行うとともに、各機関の課題や先進的な取組等の情報共有を図ります。
- 障がい者等や障がい者等の団体、家族会他の関係団体等に対し、関係機関のネットワークにより、図書館が提供している障がい者等向けのサービスやサピエ図書館等のインターネットを利用したサービス等の周知を行い、更なる利用を促進します。

- 障がいの有無にかかわらず、全ての県民が読書に親しむことができるよう、ホームページやイベント、SNS 等の様々なメディアを通じ、障がい等により読書活動に困難を伴う方がいること等について、県民に広く周知し、「障がいの有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことができる『くまもと』」に向けた共生社会の実現の気運醸成を図ります。
- 障がい者等の読書活動においては、個々の障がいに応じたサポートや読書支援機器等が必要であることを研修会やホームページ、SNS、チラシを通じた情報提供をする等、積極的に普及啓発します。

## (2) 関係機関の連携体制の促進等

- 市町村担当者が出席する会議等の場を活用し、「市町村子どもの読書活動推進計画」に加え、地域の実情や市町村立図書館等の特性等に応じた「市町村読書バリアフリー推進計画」の策定を促進します。
- 市町村立図書館、点字図書館、学校図書館、障がい福祉関係者及びボランティア団体等とのネットワークを構築し、連携した取組を実施することで、障がい者等の読書環境の整備を推進します。
- 本県の子どもの読書活動推進計画との整合性を図りながら、連携した取組を実施することで、県民の読書活動推進を目指します。
- 関係各課等と連携し、計画の進捗状況の把握を行います。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

本計画に基づき、市町村関係部局や障がい者等の団体、家族会他の関係団体、図書館、ボランティア等と連携・協働し、障がい者等の読書環境を整備する施策を推進します。

### 2 進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、効率的な施策展開のため、定期的に施策の進捗状況を把握し、継続的な改善を図るとともに、国の計画や関連計画の改定、障がい者等の読書環境の整備の推進に関わる新たな取組が必要となった場合等には、適宜計画の見直しを行います。

また、県において、引き続き障がい者等及び障がい者等の団体や家族会他の関係団体、福祉施設等のニーズ等の把握に努め、それらを踏まえた、より具体的な施策や目標等の検討を行っていきます。

### 3 成果指標

本計画では、令和7年3月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」で示された指標を踏まえて、以下の3つの方向性に沿った指標を設定し、それをもとに「第二期熊本県読書バリアフリー推進計画」の進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指すものとします。

#### 〈指 標〉

【充実させる】 「アクセシブルな書籍等の充実等」(第9条関係)

- 公立図書館におけるアクセシブルな書籍等の冊数
- 障がい者サービス用資料製作を行う公立図書館の数

【サポートする】 「読書環境の整備等」(第17条関係)

- 図書館職員向けの障がい者サービスに係る研修会の実施状況
- 点訳・朗読(音訳)奉仕員養成講座の受講者の数

【ひろげる・つなげる】 「普及啓発と連携体制の促進」(第8条関係)

- 読書バリアフリーに関する広報やイベントを行っている公立図書館の数

<用語解説>

注番号	用語	説明
1	点字図書館	視覚障がい者に対し、情報、文化等の提供と福祉の向上を図るため、点字図書・録音図書等の貸出、対面朗読サービスや視覚障がい者生活訓練事業等を行っている施設。
2	点字図書	書籍の内容を点字化した書籍。 点字図書館等で、ボランティア等によって製作される。サピエ図書館等からデジタルデータをダウンロードすることもできる。
3	読書支援機器	視覚障がい者等が読書活動を行う際に使用する機器。主なものとして、文字等の拡大や背景と文字色のコントラストを調整する拡大読書器、デイジー図書の音声で再生して聴くことができるデイジープレーヤー(再生機)等がある。
4	サピエ図書館	視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方に対して、点字データ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている(正式名称「視覚障害者情報総合ネットワーク」)。
5	拡大図書	サイズの大きなフォントで印刷された書籍。 出版社が発行する他、ボランティアが製作することもある。
6	LLブック	「LL」とはスウェーデン語の「LättLäst(分かりやすく読みやすい)」の略で、「LLブック」とは、識字障がい者、知的障がい者等に向けて読みやすいように工夫して作られた本。
7	触る絵本・ 布絵本	触る絵本:文字部分には点字、絵部分には触素材を貼り付けるなどして構成し、触ることによって内容がより分かるようにした絵本。 布絵本:本全体が布で作られた絵本。絵の部分に切り抜いたフェルトを縫い付け、マジックテープやボタン等で留めたり外したりして遊ぶことができるようにした絵本。
8	音声読み上げ対応の電子書籍	iOS、Android OS 等に用意されたアクセシビリティ支援機能を用いた音声読み上げに対応している電子書籍。

9	デイジー図書	<p>「DAISY」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「アクセシブルな情報システム」を指す、デジタル録音図書の国際標準規格。点字図書館等で、ボランティア等の協力を得て製作される。サピエ図書館等からデジタルデータをダウンロードすることもできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声デイジー：書籍の内容を読み上げた音声データと、書籍の構造を持ったもの。</li> <li>・テキストデイジー：本文のテキストに書籍の構造や画像を付加したもの。音声合成機能で読み上げさせることができ、文字サイズや配色を調整できる。</li> <li>・マルチメディアデイジー：テキスト、音声及び画像を組み合わせ、読み上げ部分をハイライトしながら聴くことができる書籍。</li> </ul>
10	対面朗読	視覚による読書に困難を感じている人を対象として、本や雑誌等を代読すること。
11	オーディオブック	書籍等の文章を読み上げ、又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聞くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。
12	点字ディスプレイ	読書支援機器の一種。パソコン等に表示された文字等の情報を点字で表示する装置。複数の突起を上下させ、凹凸をすることで点字を表示する。

## 資 料

### 【熊本県立図書館】

熊本県立図書館では、デージー図書等が多く収められている「サピエ図書館」「国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス」を利用し、専用の機器を使って、様々な本や雑誌を音声で聞いたり、点字での読書を楽しんだりすることができるサービスを実施しています。

その他、拡大読書器の設置や拡大図書(大活字本)、LLブックといった、バリアフリー図書の閲覧、貸出や郵送貸出サービスを行っています。

サービスの利用には、専用の利用登録が必要な場合があります。詳しくは熊本県立図書館のホームページをご覧ください。

(所在地): 熊本市中央区出水2丁目5番1号

(開館時間): [月・水・木・金]9:30~19:00 [土・日]9:30~17:15

(休館日): 毎週火曜日

(電話番号):096-384-5000

(ホームページ):<https://www2.library.pref.kumamoto.jp>

### 【熊本県点字図書館】

熊本県点字図書館では、県内在住の視覚障がい者に対し、情報、文化等の提供と福祉の向上を図るため、「サピエ図書館」を利用して、点字図書やデージー図書の貸出や定期刊行物(点字等雑誌)の提供、対面朗読サービス等を行っています。

サービスの利用方法やその他の実施事業等について、詳しくは、熊本県点字図書館のホームページをご覧ください。

(所在地): 熊本市東区長嶺南2丁目3番2号

(開館時間): 8:30~17:00

(休館日): 毎週水曜日

(電話番号):096-383-6333

(ホームページ):<https://kumaten.jimdofree.com>

熊本県教育庁市町村教育局社会教育課  
〒862-8609(教育庁専用郵便番号)  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
TEL 096-333-2697  
FAX 096-387-0089

発行者:熊本県教育委員会  
所属:社会教育課  
発行年度:令和7年度